

静岡県公立大学法人内部質保証規程

令和7年4月1日 規程第218号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について自ら点検・評価し、改善していくこと（以下「内部質保証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部質保証の実施)

第2条 内部質保証は、全学的に実施するほか、次の各号に掲げる学部等（以下「部局」という。）において実施する。

- (1) 学部
- (2) 研究科
- (3) 学府
- (4) 研究院
- (5) 短期大学部
- (6) 事務局及び附属図書館

2 各部局が必要と認めるときは、関係する他の部局と共同して内部質保証を実施することができる。

(内部質保証の推進に係る組織)

第3条 次の各号に掲げる組織は、内部質保証に関し、当該各号に定める事項を所掌することにより、内部質保証を推進するものとする。

- (1) 静岡県公立大学法人将来構想委員会
静岡県公立大学法人将来構想委員会規程第2条第5号に掲げる事項
- (2) 静岡県公立大学法人質保証委員会（以下「法人委員会」という。）
静岡県公立大学法人質保証委員会規程第2条に掲げる事項
- (3) 静岡県立大学部局質保証委員会（以下「部局委員会」という。）
静岡県公立大学法人質保証委員会規程第8条に掲げる事項

(内部質保証実施体制)

第4条 本学における内部質保証実施体制は別図のとおりとする。

(教育に関する方針)

第5条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）（以下「三つのポリシー」という。）策定のための全学的な方針は、次の各号に掲げる項目のとおりとする。

- (1) 本学の理念と目標を踏まえ、三つのポリシーを一貫性・整合性あるものとする。
- (2) 本学に関心を持つ様々な関係者が十分に理解できるような内容及び表現とする。

(3) ディプロマ・ポリシーは、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化したものとする。

(4) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示したものとする。

(5) アドミッション・ポリシーは、入学前にどのような多様な能力を身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に示したものとする。

(第三者による評価)

第6条 法人委員会及び部局委員会は、内部質保証の実施状況に関し、静岡県公立大学法人評価委員会や認証評価機関による評価を受けるものとする。

(内部質保証の報告、公表)

第7条 部局委員会は、内部質保証の実施状況を取りまとめ、法人委員会に報告する。

2 法人委員会は、部局委員会と連携しながら取組を推進するとともに、部局委員会の活動を支援した上で、前項の部局委員会からの報告を取りまとめ、公表するものとする。

(法人委員会、部局委員会の提言に対する対応)

第8条 学長及び部局長は、法人委員会及び部局委員会から提言を受けた場合には、その内容に基づく改善に取り組むものとする。

2 学長は、前項の場合において、提言の内容が全学に係る事項で、関連する学内の委員会で改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託することができる。

3 学長は、第1項の場合において、提言の内容が部局に係る事項で改善することが適当と認められるものについては、当該部局に検討を求めることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、法人委員会が定める。ただし、各部局が行う内部質保証にのみ関する事項は、部局委員会が定めることができる。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、静岡県立大学内部質保証規程及び静岡県立大学短期大学部内部質保証規程は廃止する。

別図（第4条関係）

